

平成23年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

未登録の技術・ブランドの
保護の在り方に関する調査研究報告書

平成24年2月

一般財団法人 知的財産研究所

(6) 韓国

韓国の知的財産権庁はパリ条約 6 条の 3 に基づいて保護する公の記号等の受付、WIPO への通知を所管する機関であり、当該公の記号等の選定は、政府機関のそれぞれが行っている。また、WIPO 通知をするための運用基準である「パリ条約第 6 条の 3 に基づくパリ条約等の同盟国の公益標章の保護に関する運営要項」（以下、運営要項）を有している¹⁰⁵。

パリ条約 6 条の 3 に基づく WIPO への通知の実績や、パリ条約 6 条の 3 に基づいて WIPO から保護すべき他国の記章、紋章、公の記号等及び国際機関の標章等が通知された場合の保護規定（使用の禁止、商標法における不登録事由、又は無効事由等）について詳述する。

(i) WIPO 通知及び異議通報の実績について

これまでに WIPO 通知を行った記章、紋章、公の記号等及び国際機関の標章等については 66 件の実績がある¹⁰⁶。

なお、韓国において、優れたデザインを有する製品等にはり付けるグッドデザインマークを所管する機関である韓国デザイン振興院、及び安全性を保証するために食品にはり付ける HACCP マークを所管（実際に認証を行っている）する機関である畜産物衛生要素重点管理基準院にヒアリング調査を行った。

まず、両機関とも自身が所管するグッドデザインマーク及び HACCP マークについて、WIPO 通知がなされていることを知らなかった¹⁰⁷。そのため、両機関から WIPO 通知を行った理由については回答を得ることはできなかった。なお、両機関とも国内／海外共に、商標出願をしたことはない¹⁰⁸、とのことである。

そして、韓国デザイン振興院からの WIPO 通知による保護の必要性については、「海外において不正使用による問題が生じたことはなく、また、当該マークについて国際的な認知度もさほど高くないため特段の必要性は感じていない」との回答¹⁰⁹を得た。

一方、畜産物衛生要素重点管理基準院からの WIPO 通知による保護の必要性については、「HACCP システムは国際規定のため、韓国以外の国においても運営されており、同様のシステムが存在すると考えられる。そのため、輸出・輸入も、各々の国の基準の基づくものであり、自国の認証システムを海外で展開することは考えにくい。また、海外の不正使用の事例について聞いたことはなく、さらに HACCP マーク自体認知度も高くない。」との理由

¹⁰⁵ 資料編Ⅲ-5-3 「パリ条約第 6 条の 3 に基づくパリ条約等の同盟国の公益標章の保護に関する運営要項」を参照。

¹⁰⁶ WIPO のデータベース <http://www.wipo.int/ipdl/en/6ter/>において、State[Republic Korea]を入力して検索した結果、66 件という結果を得られた。[最終アクセス日：2012.02.06]

¹⁰⁷ 資料編Ⅲ-5(1) 質問 10、及び資料編Ⅲ-5(2) 質問 10 を参照。

¹⁰⁸ 資料編Ⅲ-5(1) 質問 8、及び資料編Ⅲ-5(2) 質問 8 を参照

¹⁰⁹ 資料編Ⅲ-5(1) 質問 10、質問 19 を参照

により、WIPO 通知の必要性はない¹¹⁰という回答を得た。

なお、両機関における共通事項は、以下のとおりである。

(a) 政府ではなく、政府からの補助金によって運営されている公的団体である点。

(b) 所管するマークについて、表示の方法等が法律によって規定されている点。

- (ii) パリ条約 6 条の 3 に基づいて自国の記章、紋章及び公の記号等を WIPO 通知する又は他国から通知された記章、紋章、公の記号等及び国際機関の標章等に対して異議通報するための国内基準について

① WIPO 通知をするための国内基準

WIPO 通知をするための国内基準である「パリ条約 6 条の 3 に基づくパリ条約等の同盟国の公益標章の保護に関する運営要項」(以下、運営要項)が存在する。当該運営要項は、特許庁商標デザイン審査支援課が所管しており、2009 年 3 月 25 日公示され、2009 年 4 月 1 日から施行されている。運営要項において、パリ条約 6 条の 3 に基づいて保護対象として自国の記章、紋章及び公の記号等を以下のように制定¹¹¹している。

パリ条約第 6 条の 3 に基づいて保護対象となる大韓民国の国旗、紋章、その他の国家記章及び大韓民国政府、及び政府の委託を受けた公共機関が採択した監督用及び証明用の公共の記号と印章を、公益標章と定義づけている。(運営要項第 2 条第 5 項)

なお、運営要項第 2 条第 5 項では、政府のみならず、政府の委託を受けた公共機関が採択した公の記号等についても保護対象となっている。

また、運営要項の第 4 条(大韓民国の公益標章の収集)第 1 項では、公益標章の収集の方法について規定されており、特許庁長(商標デザイン審査支援課長)が、関連部署から WIPO 通知の対象となる公益標章の収集を行う。

また、運営要項第 4 条に基づいて収集した公益標章がパリ条約第 6 条の 3 に基づいて保護対象に該当するかどうかを商標デザイン審査支援課長が確認する旨が規定されている。

(運営要項の第 5 条第 1 項)

② 異議通報するための国内基準¹¹²

¹¹⁰ 資料編Ⅲ-5(2) 質問 10、質問 19 を参照

¹¹¹ 資料編Ⅲ-5-3 「パリ条約第 6 条の 3 に基づくパリ条約等の同盟国の公益標章の保護に関する運営要項」を参照。

¹¹² 資料編Ⅲ-5-3 「パリ条約第 6 条の 3 に基づくパリ条約等の同盟国の公益標章の保護に関する運営要項」を参照。

以下の場合には特許庁長（商標デザイン審査支援課長）に異議を申し立てることができる旨が規定されている。（運営要項第9条第7項第1号乃至第4号）

運営要項第9条第7項

1. パリ条約等の同盟国の公益標章¹¹³が該当国家または政府間機構の標章または名称でない場合
2. パリ条約等の同盟国の公益標章が既に大韓民国の公益標章に該当している場合
3. パリ条約等の同盟国の公益標章が他国または政府間機構の標章または名称で既に通知されている場合
4. パリ条約等の同盟国の公益標章が大韓民国において公共の自由使用の状態にあるもの

上記のように特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は異議申立が提起された場合にあっては、特許庁長（商標デザイン審査支援課長）がその妥当性について判断し（運営要項第10条第1項）、妥当と判断した場合には、ジュネーブの韓国大使館を通じてWIPOに異議通報する。（運営要項第10条第2項）

(iii) WIPO から保護すべき記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等の通知を受け、国内で保護することになった場合の公示の方法について

WIPO のホームページで公開されているデータベースからWIPO 通知された紋章、記章、公の記号及び国際機関の標章等の電子データをダウンロード（第8条第1項）し、その後、当該電子データを用いて韓国特許庁のホームページに公開している。（第9条第1項及び第14条）

(iv) WIPO 通知を行った自国の記章、紋章及び公の記号等に対して他国から異議通報があった場合の対応について

WIPO 通知を行った記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等に対して、他国から異議通報された場合の対応の手順は、運営要項第7条（国際事務局から通知された大韓民国の公益標章に対する異議申立の処理）に規定されている。

第7条（国際事務局から通知された大韓民国の公益標章に対する異議申立の処理）

¹¹³ 公益標章とは、運営要項第2条第5項において次のように定義されている。「大韓民国の公益標章とは、パリ条約第6条の3に基づいて保護対象となる大韓民国の国旗、紋章、その他の国家記章及び大韓民国政府、及び政府の委託を受けた公共機関が採択した監督用及び証明用の公共の記号と印章」をいう。

- ①特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は国際事務局から大韓民国の公益標章に対する異議申立を通知された場合、遅滞なくこれを該当部署に通知しなければならない。
- ②第1項に基づいて異議申立を通知された該当部署は異議申立の理由がないという理由と証拠を特許庁長（商標デザイン審査支援課長）に書面で提出することができる。
- ③特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第2項に基づいて異議申立に対する該当部署の意見を接受した場合、その異議申立に成立性があるかどうかを確認した後、異議申立に対する意見書を、駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務局及び該当する同盟国に提出することができる。
- ④特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第3項に基づいて異議申立に成立性があるかどうかを確認した後、その結果を該当部署に通知しなければならない。

(v) WIPO 通知及び異議通報に係る活用の実態

運営要項には、WIPO 通知後の記章、紋章、公の記号等の WIPO 通知後に対する監視等について何ら記載されておらず、明確な回答を得ることはできなかった。

(vi) WIPO から通知され、保護を行っていた記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等に関して、国内において「商標としての使用」又は「商標の出願」があった場合の措置について

① 商標としての「使用」があった場合の措置について

WIPO 通知された記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等と同一又は類似に係る標章については、商標としての使用をすることができない¹¹⁴。（商標法第3条第1項）

ただし、当該権限を有する者の許諾を受けた場合には、商標としての使用をすることができる可能性がある。（商標法第3条第1項ただし書）

また、上記に違反して使用をした者は、不正競争防止法により刑事罰が適用される可能性があり、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処される。（不正競争防止法第18条第3号）

② 「商標出願」した場合の措置について

WIPO 通知され特許庁長が指定した、紋章、記章、公の記号及び国際機関の標章等と同一

¹¹⁴ 資料編Ⅲ-5-3 設問5(1)a及びb-1)を参照。

又は類似の商標出願は登録が拒絶される可能性がある。¹¹⁵（商標法第7条1号1の3乃至第7条第1号1の5）

商標法第7条

次の各号のいずれか1つに該当する商標は、第6条にかかわらず商標登録を受けることができない。

商標法7条1号1の3

国際赤十字、国際オリンピック委員会または著名な国際機関の名称、略称、標章と同一であるかこれと類似の商標。ただし、国際赤十字、国際オリンピック委員会または著名な国際機関が自己の名称、略称または標章を商標登録出願したときには、この限りでない。

商標法7条1号1の4

パリ条約第6条の3により世界知的所有権機構（WIPO）から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、旗、勲章、褒章、記章または同盟国等が加入した政府間国際機関の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章、記章と同一であるかこれと類似の商標。

ただし、同盟国または同盟国等が加入した政府間国際機関が、自己の名称・略称（同盟国等が加入した政府間国際機関に限定する）、標章を商標登録出願した時には、この限りではない。

商標法第7条第1号1の5

パリ条約第6条の3により世界知的所有権機構（WIPO）から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等若しくはその公共機関の監督用や証明用の印章又は記号と同一又は類似の商標であって、その印章又は記号が使用されている商品と同一又は類似の商品に関して使用するもの

- (vii) 過去に WIPO 通知された記章、紋章、公の記号及び国際機関の標章等と同一のものについて商標出願があった場合であって、当該出願人が正当な権利者・使用者と認められる場合の商標登録の可否

国際機関が自己の名称、略称等の標章を商標出願した場合には、過去に当該国際機関の標章と同一の標章について WIPO 通知された場合であっても商標登録される可能性がある。

（商標法第7条1号1の4 ただし書）

一方、紋章、記章及び公の記号等については、商標法において規定を見出すことができ

¹¹⁵ 資料編Ⅲ-5-3 設問6(1)a)及びb-1)を参照

ず、今回の調査では明確な回答を得ることはできなかった。

(viii) WIPO 通知により保護を行っている国際機関の標章等の商標としての使用禁止及び商標登録の拒絶における「公衆に暗示又は誤認」要件の有無について

① 「使用の禁止」における「公衆に暗示又は誤認」の要件の有無について

WIPO 通知された国際機関の標章等の商標としての使用を禁止することに対しては、同一又は類似のみを要件としており、公衆に暗示又は誤認を要件とはしていない¹¹⁶。(不正競争防止法第 3 条 1 号)

不正競争防止法第 3 条(国旗・国章等の使用の禁止)

① パリ協約当事国、世界貿易機構会員国または商標法条約締約国の国旗・国章その他の徽章や国際機関の標識と同一であったり、これと類似するものは商標として使用することができない。ただし、該当国家または国際機関の許諾を受けた場合には、この限りでない。

② 「商標の登録」における「公衆に暗示又は誤認」の要件の有無について

国際機関の標章等に係る商標の不登録事由には、公衆に暗示又は誤認は要件として存在しない¹¹⁷。(商標法第 7 条 1 号 1 の 3、商標審査基準第 15 条第 1 項第 4 号)

商標法 7 条 1 号 1 の 3

国際赤十字、国際オリンピック委員会または著名な国際機関の名称、略称、標章と同一またはこれと類似の商標。ただし、国際赤十字、国際オリンピック委員会または著名な国際機関が自己の名称、略称、または標章を商標登録出願したときには、この限りではない

商標審査基準第 15 条第 1 項

商標法第 7 条第 1 項第 1 号ないし第 1 号の 5(以下「本号」と言う)で規定する標章は次の各号の一を意味する。

第 4 号

パリ条約第 6 条の 3 によって世界知的所有権機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、旗、勲章、褒章、記章または同盟国等が加入した政府間国際機関の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章、記章と同一又はこれと類似の商標。ただし、同盟国

¹¹⁶ 資料編Ⅲ-5-3 設問 5(1)d)を参照。

¹¹⁷ 資料編Ⅲ-5-3 設問 6(1)b-3)を参照。

または同盟国等が加入した政府間国際機関が自己の名称、略称(同盟国等が加入した政府間国際機関に限定する)、標章を商標登録出願したときは、この限りではない。

③ 商標登録を無効にする際の「公衆に暗示又は誤認」の要件について

知的財産研究所が調査したところ、商標登録の無効審判(商標法第71条第1項)には、国際機関の標章等(商標法第7条1号1の3)を無効とする際に公衆に暗示又は誤認を要件としていない¹¹⁸。

第71条(商標登録の無効審判) ①利害関係人又は審査官は、商標登録又は指定商品の追加登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、登録商標の指定商品が2以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。

1. 商標登録又は指定商品の追加登録が第3条但書き、第6条乃至第8条、第12条第2項後段・第5項及び第7項乃至第9項、第23条第1項第4号ないし第6号又は第5条の規定により準用される「特許法」第25条の各規定に違反した場合

(ix) 登録済み商標と同一の公の記号等がWIPO通知された場合の当該登録商標の取扱について

韓国の現地代理人(法律事務所)の回答によると、登録済み商標と同一の公の記号等がWIPO通知されたことをもって、直ちに当該登録商標が無効となることはないとの回答を得ている¹¹⁹。

(7) シンガポール

パリ条約6条の3に基づくWIPOへの通知の実績や、パリ条約6条の3に基づいてWIPOから保護すべき他国の記章、紋章、公の記号等及び国際機関の標章等が通知された場合の保護規定(使用の禁止、商標法における不登録事由、又は無効事由等)について詳述する。

(i) WIPO通知及び異議通報の実績について

知的財産研究所が調査した結果、これまでにWIPO通知を行った記章、紋章、公の記号及

¹¹⁸ 資料編Ⅲ-5-3 設問6(1)b-2を参照。

¹¹⁹ 資料編Ⅲ-5-3 設問6(2)aを参照。

資料Ⅲ

5 韓国

(1) 公的機関 (Good Design)

【貴団体について】

【質問 1】

貴団体は如何なる記号及び印章をどのようなプロセス（企業からの申請受付、審査、企業へのマーク付与等）で認証している機関ですか？

（回答）

消費者保護と事業者保護、及び我々の団体利益の観点から、グッドデザインの認証（選定）を行っている。

- ・韓国には、意匠法と別途に産業デザイン振興法があり、この特別法に基づいてマークの保護が行われている。
- ・グッドデザインのマークについて商標登録はしていない。
- ・企業から自発的に申請し、KIDP が審査基準に基づいて審査を行い、選定している。
- ・申請については、年の始まり（3月）が多い。1年の指針が3月に出版しているのを思われる。
- ・広報をするには3種類の方法がある①新聞広告・②官庁公・③グッドデザインに関する企業・ユーザー等に email を送付する。
- ・7月が年に1回の審査期間。
- ・なお、季節的商品の保護・ライフサイクルが短い商品の保護をするために、ユーザーからは1年に1回は少ないという指摘もあり、年中受付や年に2回審査といった案も出た。実際に年に2回の審査を行ったことはあるが、これは、部署内のリソースの問題で現実的に困難であり、1年に1回の頻度に戻した。

【質問 2】

貴団体と貴国との関係性について教えてください。（例：政府機関、国から何らかの権限を委譲された機関、地方政府機関、全く関係のない民間機関である等）

（回答）

- ・準政府機関である。
- ・政府の傘下にあるが、従業員は公務員ではない。
- ・政府の予算でほとんど賄われているが、グッドデザインマークの付与に対する申請や発行等の手数料で賄われている部分もある。

【貴団体の記号及び印章の属性について】

【質問 3】

貴団体の記号及び印章は、監督・証明用のどちらの性質を持っていますか。また、マークが認証する具体的な内容について教えてください。

1. 監督用の性質：産業、貿易、財政又は警察等の見地に基づいた監督
 2. 証明用の性質：産地、品質、材料、用途、効能、数量等の証明
 3. 分からない

具体的な内容

【質問 4】

貴団体が認証する際どのような基準に基づいて行っていますか。
認証にあたって根拠法や認証規則等あればお示してください。

(回答)

- ・選定基準もあるので資料を添付する。但し、この選定基準は法律によって定められているのではなく、自主的に外部有識者からなる委員会を経て定めている。
- ・選定基準には、環境に優しい・社会的に弱者への配慮等を重視したりもする。
- ・知識経済部（日本の経済産業省に相当）において根拠法はあり、包括的にデザイン振興についてどうするか、を決める法律である。
- ・産業デザイン振興法に対して、知識経済部が決める審査基準（事業の展開について、振興院の設立根拠。どこに作って、どんな仕事をするか等、具体的な基準）はない。
- ・選定基準は毎年委員会を開いて決めるが、安定性のために毎年、選定基準を変更するといったことはない。委員のメンバーは、デザイン教授・大企業のデザイン部門長等である
- ・Good Design の選定基準について委員会には役人は参加しない。
- ・なお、政府の公報は知識経済部の長官名で出す。

【質問 5】

貴団体の記号及び印章は、以下のうち何れに該当しますか。

① 記号及び印章の表示の許可について根拠法があり、政府へ申請することで使用可能となるもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

②記号及び印章の表示の許可について根拠法があり、第三者機関へ申請することで使用可能となるもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

③記号及び印章の表示の許可について根拠法がなく、政府へ申請することで使用可能となるもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

④記号及び印章の表示の許可について根拠法がなく、第三者機関が運用しているが、何らかの形（指導、過去に政府が運用していた、審査委員会に政府が出席等）で政府が関わっているもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

⑤記号及び印章の表示の許可について根拠法がなく、第三者機関独自で運営しているもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

⑥その他

【質問 6】

貴団体の記号及び印章を使用するにあたっての使用規則等あればお示しく下さい。

(回答)

資料を添付する。

【商標登録状況について】

【質問 7】

当該記号及び印章について、国内或いは海外で商標出願を行っていますか。過去に行っていた場合は、その期間及び商標出願を辞めた理由を教えてください。

(回答) 国内／海外ともに商標出願はない。

【質問 8】

具体的にどの国に商標出願を行っていますか。或いは過去にどの国に商標出願を行っていましたか？

(回答) なし

【質問 9】

海外で商標出願をする場合、不便を感じたことはありますか。それは具体的にどのようなことですか。(金銭面、手続き面等、出願国固有の問題であれば国名も)

(回答) なし

【WIPO通知について】

【質問 10】

パリ条約 6 条の 3 に基づく国際事務局 (W I P O) への記号及び印章等の通知制度を御存知でしたか？

なお前記通知制度は、以下のようにパリ条約 6 条の 3 に定められています。

6ter(1)(a)

The countries of the Union agree to refuse or to invalidate the registration, and to prohibit by appropriate measures the use, without authorization by the competent authorities, either as trademarks or as elements of trademarks, of armorial bearings, flags, and other State emblems, of the countries of the Union, official signs and hallmarks indicating control and warranty adopted by them, and any imitation from a heraldic point of view.

1. Yes : 知っていた
 2. No : 知らない

コメント：韓国のグッドデザインマークについては、国際的にはそこまで認知度ないと思われるので、現時点では商標や WIPO 通知の必要性はあまり考えたことはない。

【質問 11】

貴団体がパリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局に通知した、監督用及び証明用の公の記号及び印章の名称、及びその対象商品或いは役務について教えてください。

(回答) 知らない

【質問 1 2】

貴団体がパリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局 (W I P O) を介して各国へ通知することになった経緯において、貴団体と貴国の官庁とのやりとりは、以下の何れですか？

1. 貴団体が貴国の官庁へ申請した。 →問 1 3 へ進んで下さい。
2. 貴国の官庁が国際事務局 (W I P O) に貴団体のマークを申請することを、貴国の官庁から貴団体に一方的に告知された。 →問 1 6 に進んで下さい。
3. 分からない。 →問 1 8 に進んで下さい。
4. その他

【質問 1 3】

「1. 貴団体が貴国の官庁へ申請した」と回答した場合、国際事務局 (W I P O) へ通知をすることを、貴団体が判断したのはなぜですか。パリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局 (W I P O) へ通知することについて、どんなメリットを感じたのですか？

(回答) なし

【質問 1 4】

国際事務局 (W I P O) へパリ条約 6 条の 3 に基づいて通知を行う場合に、貴団体では海外での商標出願についても検討しましたか。

仮に検討していた場合、最終的に国際事務局 (W I P O) にパリ条約 6 条の 3 に基づいて通知を選択した理由を教えてください。

1. 検討していた。
2. 検討しなかった。
3. 分からない。

最終的にパリ条約6条の3に基づいた通知を選択した理由

(回答)

【質問15】

パリ条約6条の3に基づいた国際事務局(WIPO)への通知と、海外への商標出願について使い分けていますか。もし、使い分けていたら、その判断基準や考え方を教えてください。

(回答)

→問18に進んで下さい。

【質問16】

「2. 貴国の官庁が国際事務局(WIPO)に貴団体のマークを申請することを、貴国の官庁から貴団体に一方的に告知された。」とした場合、その告知後に貴団体が貴国の官庁へ何らかの申請や手続きを改めて行いましたか？

1. 貴団体が貴国の官庁へ申請や手続きを行った。 →問17に進んで下さい。

2. 貴団体が貴国の官庁へ申請や手続きを行わなかった。 →問18に進んで下さい。

3. 分からない。 →問18に進んで下さい。

【質問17】

【問16】において貴国の官庁へ申請や手続きをするに当たり、どのような要件が求められましたか？申請のプロセスや必要な書類等(フォーマット)がありましたら教えてください。その際具体的に政府機関のどこに申請したか教えてください。

(回答)

【質問18】

WIPO通知をした結果、どのような効果がありましたか。

(回答) 分からない。

【不正使用の監視について】

【質問 19】貴団体の記号及び印章について国内／海外における不正使用の事例はありますか？また、ある場合には、いつ頃どのような不正使用の事例がありましたか？（WIPO 通知以前の事例も含む。なお、不正使用は、貴団体とは全く関係のない第三者や無許諾者が使用している場合を指します。

1. ある
 2. ない
 3. 分からない。

「1. ある」場合の具体例（回答）

国内事例として、「競業企業 A から不正な使用があった」などの連絡を受け、KIDP より勧告・指示を行うが、大抵勧告・指示により不正な使用を止めるので、法的な紛争にまで発展した事例はない。
また、海外事例としては違法な使用についての連絡を受けたことがないので分からない。

【質問 20】パリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局(WIPO)に通知を行った貴団体のマークについて、貴国の官庁による通報後の他国での使用状況を貴団体では監視していますか。また、その監視の具体的な方法はどのようなものですか？

1. Yes
 2. No
 3. 分からない。

「1. Yes」場合の具体例（回答）

あるかもしれないが、如何なるところからも連絡はない

【質問 21】貴団体において、貴国の官庁が国際事務局(WIPO)に通知を行ったマークについて、他国で適切に保護されていないことが判明した場合、何か措置を講じていますか。

(回答) 特にありません。

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

資料Ⅲ

5 韓国

(2) HACCP

【貴団体について】

【質問 1】

貴団体は如何なる記号及び印章をどのようなプロセス（企業からの申請受付、審査、企業へのマーク付与等）で認証している機関ですか？

（回答）

企業からの申請を受け付け、審査基準に従って審査し、企業へマークの使用を許可している。

【質問 2】

貴団体と貴国との関係性について教えてください。（例：政府機関、国から何らかの権限を委譲された機関、地方政府機関、全く関係のない民間機関である等）

（回答）

- ・ 政府から予算が出ているが 100%ではない。
- ・ 運営については、我々の団体が審査等の運営は自分たちで行っている。
- ・ 公務員ではない。
- ・ 半官半民のような機関である。

【貴団体の記号及び印章の属性について】

【質問 3】

貴団体の記号及び印章は、監督・証明用のどちらの性質を持っていますか。また、マークが認証する具体的な内容について教えてください。

- 1. 監督用の性質：産業、貿易、財政又は警察等の見地に基づいた監督
- 2. 証明用の性質：産地、品質、材料、用途、効能、数量等の証明
- 3. 分からない

具体的な内容

【質問 4】

貴団体が認証する際どのような基準に基づいて行っていますか。認証にあたって根拠法や認証規則等あればお示しください。

(回答)

HACCPのマニュアルに基づいて認証を行っている。

認証には、衛星基準・原材料・生産工程・会社の使用規定、などを記した詳細なマニュアルが存在しており、それに基づいて認証を行っている。マニュアルを参照して頂きたい。

【質問5】

貴団体の記号及び印章は、以下のうち何れに該当しますか。

①記号及び印章の表示の許可について根拠法があり、政府へ申請することで使用可能となるもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

②記号及び印章の表示の許可について根拠法があり、第三者機関へ申請することで使用可能となるもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

③記号及び印章の表示の許可について根拠法がなく、政府へ申請することで使用可能となるもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

④記号及び印章の表示の許可について根拠法がなく、第三者機関が運用しているが、何らかの形（指導、過去に政府が運用していた、審査委員会に政府が出席等）で政府が関わっているもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

⑤記号及び印章の表示の許可について根拠法がなく、第三者機関独自で運営しているもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

⑥その他

【質問6】

貴団体の記号及び印章を使用するにあたっての使用規則等あればお示してください。

(回答)

マーク自体の使用規則はない。

【商標登録状況について】

【質問 7】

当該記号及び印章について、国内或いは海外で商標出願を行っていますか。過去に行っていた場合は、その期間及び商標出願を辞めた理由を教えてください。

(回答)

輸出を前提としても、海外での効果が国内と同様の効果を得られるとは考えられない。

例えば、海外では海外での衛生基準があるので、海外での商標登録が必要とは思えない。

【質問 8】

具体的にどの国に商標出願を行っていますか。或いは過去にどの国に商標出願を行っていましたか？

(回答) なし

【質問 9】

海外で商標出願をする場合、不便を感じたことはありますか。それは具体的にどのようなことですか。(金銭面、手続き面等、出願国固有の問題であれば国名も)

(回答)

なし

【W I P O 通知について】

【質問 10】

パリ条約 6 条の 3 に基づく国際事務局 (W I P O) への記号及び印章等の通知制度を御存知でしたか？

なお前記通知制度は、以下のようにパリ条約 6 条の 3 に定められています。

6ter (1) (a)

The countries of the Union agree to refuse or to invalidate the registration, and to prohibit by appropriate measures the use, without authorization by the competent authorities, either as trademarks or as elements of trademarks, of armorial bearings, flags, and other State emblems, of the countries of the Union, official signs and hallmarks indicating control and warranty adopted by them, and any imitation from a heraldic point of view.

1. Yes : 知っていた

2. No : 知らない

必要性はないと考える。HACCPは国際規定であり、各国でそれぞれ運営されている。それぞれの国で似たようなシステムが存在する。そのため、輸出・輸入も、それぞれの国の基準の基づくものなので、自国のHACCPシステムを海外で展開することは考えにくい。

【質問 1 1】

貴団体がパリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局に通知した、監督用及び証明用の公の記号及び印章の名称、及びその対象商品或いは役務について教えてください。

(回答) なし

【質問 1 2】

貴団体がパリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局 (W I P O) を介して各国へ通知することになった経緯において、貴団体と貴国の官庁とのやりとりは、以下の何れですか？

1. 貴団体が貴国の官庁へ申請した。 → 問 1 3 へ進んで下さい。

2. 貴国の官庁が国際事務局 (W I P O) に貴団体のマークを申請することを、貴国の官庁から貴団体に一方的に告知された。 → 問 1 6 に進んで下さい。

3. 分からない。 → 問 1 8 に進んで下さい。

4. その他

【質問 1 3】

「1. 貴団体が貴国の官庁へ申請した」と回答した場合、国際事務局（W I P O）へ通知をすることを、貴団体が判断したのはなぜですか。パリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局（W I P O）へ通知することについて、どんなメリットを感じたのですか？

(回答)
なし

【質問 1 4】

国際事務局（W I P O）へパリ条約 6 条の 3 に基づいて通知を行う場合に、貴団体では海外での商標出願についても検討しましたか。

仮に検討していた場合、最終的に国際事務局（W I P O）にパリ条約 6 条の 3 に基づいて通知を選択した理由を教えてください。

1. 検討していた。
 2. 検討しなかった。
 3. 分からない。

最終的にパリ条約 6 条の 3 に基づいた通知を選択した理由

(回答)

【質問 1 5】

パリ条約 6 条の 3 に基づいた国際事務局（W I P O）への通知と、海外への商標出願について使い分けていますか。もし、使い分けていたら、その判断基準や考え方を教えてください。

(回答)

→問 1 8 に進んで下さい。

【質問 1 6】

「2. 貴国の官庁が国際事務局（W I P O）に貴団体のマークを申請することを、貴国の官庁から貴団体に一方的に告知された。」とした場合、その告知後に貴団体が貴国の官庁へ何らかの申請や手続きを改めて行いましたか？

1. 貴団体が貴国の官庁へ申請や手続きを行った。 →問 1

7に進んで下さい。

2. 貴団体が貴国の官庁へ申請や手続きを行わなかった。 →問 1
8に進んで下さい。

3. 分からない。 →問 1 8に
進んで下さい。

【質問 1 7】

【問 1 6】において貴国の官庁へ申請や手続きをするに当たり、どのような要件が求められましたか？申請のプロセスや必要な書類等（フォーマット）がありましたら教えて下さい。その際具体的に政府機関のどこに申請したか教えてください。

(回答)

【質問 1 8】

WIPO 通知をした結果、どのような効果がありましたか。

(回答)

【不正使用の監視について】

【質問 1 9】貴団体の記号及び印章について国内／海外における不正使用の事例はありますか？また、ある場合には、いつ頃どのような不正使用の事例がありましたか？（WIPO 通知以前の事例も含む。なお、不正使用は、貴団体とは全く関係のない第三者や無許諾者が使用している場合を指します。

1. ある
 2. ない
 3. 分からない。

「1. ある」場合の具体例（回答）

- ・不正使用の状況は知らない。
- ・また、当事者同士（競争相手）の企業からも通知もないため、把握していない。
- ・仮に大型スーパーで認証を受けていないにも関わらず、HACCP 認証マークを使用しようとしても、消費者による信用度を考慮すると、偽物を扱うというわけにもいかないのではないか。

- ・また、HACCP 自体、市場での認知度が低く、不正使用するメリットがないと考える。
- ・HACCP の認知度が高くなれば社会問題となり得るが、現状においては必要性を感じない。

【質問 20】 パリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局(WIPO)に通知を行った貴団体のマークについて、貴国の官庁による通報後の他国での使用状況を貴団体では監視していますか。また、その監視の具体的な方法はどのようなものですか？

- 1. Y e s
- 2. N o
- 3. 分からない。

「1. Y e s」場合の具体例 (回答)

【質問 21】 貴団体において、貴国の官庁が国際事務局(WIPO)に通知を行ったマークについて、他国で適切に保護されていないことが判明した場合、何か措置を講じていますか。

(回答) なし

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

その他

運営公共機関ではなく、上の行政機関が考える問題である。
仮にマークについて認知度が高まった場合には、根拠法の罰則の強化や商標法で保護することも考えるだろう。ただ、具体的な措置は公務員の仕事と考える。

資料Ⅲ

5 韓国

(3) 法律事務所

(添付資料)

パリ条約第6条の3に基づくパリ条約等の同盟国の公益
標章の保護に関する運営要項の制定

1. パリ条約6条の3に基づいた国際事務局(WIPO)への通知について

パリ条約6条の3に基づいた国際事務局(WIPO)への通知を行うための①国内基準(どのような標章を通知しているか)、②公的機関等が国際事務局(WIPO)へ通知或いは異議の通報の要請を行うための国内基準、或いは③ガイドラインや規則についての情報、について以下でお聞きします。

(1) パリ条約6条の3に基づき記号をW I P Oに通知するのは、知的財産庁ですか？

<input checked="" type="checkbox"/> 1. Y e s 特許庁
<input type="checkbox"/> 2. N o ()

(2) パリ条約6条の3に基づいて保護したい以下、条約6条の3に基づく記章をWIPOに通知した経験がありますか？

<input checked="" type="checkbox"/> 1. Y E S (0) 件 (韓国特許庁が通知していると理解している)
<input type="checkbox"/> 2. N O
<input type="checkbox"/> 3. 分からない

(3) 保護したい条約6条の3に基づく記章を、国際事務局(WIPO)に通知する際に、どのような手順(通知する記号等の受付方法、通知する記号等の選定方法、通知担当部署での手続きなど)で通知を行っていらっしゃいますか？詳細にお答え下さい。

通知をする根拠となる法令、規則等があればお教えてください。

また、ガイドラインがあればその資料を提供頂きたいです。

また、ガイドライン中、そのスキームについて示された該当箇所についてお示し下さい。

2009年3月25日に告示されたパリ条約第6条の3によるパリ条約などの同盟国の公益標章の運営要領の制定

第1条 目的

第2条 用語の定義

第3条 適用範囲 : パリ条約第6条の3、商標法第7条第1項第1号、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律3条及びデザイン保護第6条第1号を含む

第4条 韓国公益標章の収集 : 特許庁による関連部署からの標章の収集

第5条 国際事務局に対する韓国公益標章の通知 : ジュネーブの大韓民国代表部を通じて国際事務局への通知

第 6 条 韓国公益標章の通知の結果の確認 : 通知した結果の確認

第 7 条 国際事務局から通知された韓国の公益標章に対する異議申立ての処理 : 異議通知に対する対応

第 8 条 国際事務局からパリ条約等の同盟国の公益標章の受領 : 国際事務局のホームページから電子情報を取得。

第 9 条 一般公衆への公開 : 韓国における一般公衆への公示

第 10 条 公開されたパリ条約等の同盟国の公営標章に対する異議申立ての処理 : 異議申立含む

第 11 条 パリ条約等の同盟国の公益標章の分類 : 国内における分類について

第 12 条 パリ条約等の同盟国の公益標章の電子データベース : データベースの構築について

第 13 条 産業財産保護チームへの通知

第 14 条 通知されたパリ条約等の同盟国の公益標章に対する処理 : 特許庁ホームページでの掲載について

第 3 条 (適用範囲)

この規定は、他の法令（パリ条約第 6 条の 3、商標法第 7 条第 1 項第 1 号、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 3 条及びデザイン保護法第 6 条第 1 号を含む。）に特別な規定がある場合を除いては、この規定が定めるところによる。

第 4 条 (韓国公益標章のコレクション)。

① 特許庁長（商標デザイン審査支援課長）はパリ条約第 6 条の 3 に基づいて保護対象となる大韓民国の公益標章の収集のため、関連部署にその公益標章の通知を要請しなければならない。

② 第 1 項の要請は必要な場合、随時実施することができる。

第 5 条 (国際事務局に対する韓国公益標章の通知)。

① 商標デザイン審査支援課長は第 4 条に基づいて収集した大韓民国の公益標章がパリ条約第 6 条の 3 に基づく保護対象に該当するかどうかを確認しなければならない。

② 商標デザイン審査支援課長は第 1 項に基づいて確認した大韓民国の公益標章を毎年 2 月と 8 月の末日までに駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務

局に通知するよう国際機構チーム長に依頼しなければならない。

③特許庁長（国際機構チーム長）は第 2 項に基づいて依頼された大韓民国の公益標章を毎年 2 月と 8 月の末日までに駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務局に通知しなければならない。

④特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第 1 項に基づく確認の結果、国際事務局に対する通知対象から除外された標章がある場合、該当部署にその内容と理由を公文書で通知しなければならない。

(4) パリ条約 6 条の 3 の「監督用及び証明用の公の記号及び印章 (official signs and hallmarks indicating control and warranty adopted by them)」に該当する記号及び印章についての基準についてお聞きします。

a) 「監督用及び証明用の公の記号及び印章」について、パリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局 (WIPO) に通知すべきものとする国内基準はありますか？例えば、法令又は基準に基づいて付される監督用及び証明用の記号及び印章のみを通報対象とするなど、どのような基準がありますか？

第 2 条 5. において以下のように定義されている。

なお、「政府の委託を受けた公共機関が採択した監督用及び証明用の公共の記号と印章をいう」と規定されている。

第 2 条（用語の定義）

5. 『大韓民国の公益標章』とはパリ条約第 6 条の 3 に基づいて保護対象となる大韓民国の国旗、紋章、その他の国家記章及び大韓民国政府、及び政府の委託を受けた公共機関が採択した監督用及び証明用の公共の記号と印章をいう。

b) 以下の、「監督用及び証明用の公の記号及び印章 (official signs and hallmarks indicating control and warranty adopted by them)」について、パリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局 (WIPO) に通知すべき対象か否かお答え下さい。

①公の記号及び印章について根拠法があり、政府へ申請することで使用可能となるもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

②公の記号及び印章について根拠法があり、第三者機関へ申請することで使用可能となるもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

③公の記号及び印章について根拠法がなく、政府へ申請することで使用可能となるもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

④公の記号及び印章について根拠法がなく、第三者機関が運用しているが、何らかの形（指導、過去に政府が運用していた、審査委員会に政府が出席等）で政府が関わっているもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

⑤公の記号及び印章について根拠法がなく、第三者機関独自で運営しているもの

1. Yes 2. No 3. 分からない

(5) 国際事務局(WIPO)からパリ条約6条の3に基づいて通知を受けた官庁はどのように一般の人々に公示をして知らせているかについてお聞きします。

1. 国内において、国際事務局(WIPO)の公表とは別途に公示している。

→(6)に進んで下さい。

2. 国際事務局(WIPO)の公表をもって、国内における公示としている。

→(8)に進んで下さい。

3. 分からない。

→(8)に進んで下さい。

(6) 国際事務局(WIPO)から通知されてきた、条約6条の3に基づく記章を保護する際、当該紋章等に付された色についても、同様に保護の対象として国内で公示していますか？

韓国では国際事務局がホームページで公示した電子データをダウンロードして、韓国特許庁のホームページにアップデートしている。
よって、電子データがカラーの状態なので、色について、細かく規定するようなことはしていない。

(7) 外国から条約6条の3に基づく記章について国際事務局(WIPO)を経由して通知されてきた場合の国内における法的保護に要する期間についてお聞きします。

国際事務局(WIPO)からの通知が届いてから国内で法的に保護されるまで、どのくらいの期間がかかりますか？(通知が届いてから、公示を行うまでどれくらいの期間がかかりますか？)

・公益標章が国際事務局ホームページに電子的に掲載された日を国内受領日と見做し(8条2項)、この日から2ヶ月が経過した日から商標出願の拒絶理由となる(9条4項)

(8) HALLMARKING CONVENTION⁹のように、複数の国から同一の監督用及び証明用の公の記号及び印章が通知された場合、どのように公示していますか。

上記記号及び印章を使用している国すべてについて、それぞれ別に公示していますか？

・分からない。

以下、(9)～(11)において、パリ条約上、通知の義務がない国旗の保護についてお伺いします。

(9) 国旗について、どのように保護を行っていますか(保護する国旗を国内の法令、規則等で指定していますか。)

・商標法7条1項1の2で保護している。

<商標法7条1項1の2>

「工業所有権の保護のためのパリ協約」(以下、パリ協約、という。)同盟国、世界貿易機構会員国または「商標法条約」締約国の同盟国の国旗と同一であるかこ

⁹ 例として、次のURLに示すような金属に関するmarkが存在する。
<http://www.hallmarkingconvention.org/> [最終アクセス日 2011.11.10]

れと類似の商標。

(10) パリ条約上、国旗の通知は義務的でないとされていますが、パリ条約の同盟国・W T O加盟国・商標法条約の同盟国が国旗の変更を行った場合、その情報をどのように入手していますか。

・わからない。

(11) 一国について、複数の国旗の存在を認めていますか？複数の国旗を保護している例があれば、その国名を教えてください。

・わからない

2. 異議通報手続きについて

貴国が異議通報を行った理由及びその手続きについてお聞きします。

(1) パリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局 (WIPO) からなされた通知に対して異議通報をしたことがありますか？

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. YES () 件 |
| <input type="checkbox"/> | 2. NO |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 3. 分からない |

(2) パリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局 (WIPO) から通知されてきた、条約 6 条の 3 に基づく記章について、国際事務局 (WIPO) に異議を通報する際の手順を教えてください。国内からの意見の受付方法、異議を通報するかどうかの判断方法、通報担当部署での手順など詳細に教えてください。

異議通報を行う根拠となる法令、規則等があればお教えてください。

また、ガイドラインがあればその資料を提供頂きたいです。

また、ガイドライン中、異議通報に関する手順や判断基準が示された該当箇所についてお示し下さい。

・ホームページに開示されており、通知から 10 か月以内に書面で提出ということである。

2009 年 3 月 25 日に告示されたパリ条約第 6 条の 3 によるパリ条約などの同盟国の公益標章の運営要領の制定

第 1 条 目的

第 2 条 用語の定義

第 3 条 適用範囲 : パリ条約第 6 条の 3、商標法第 7 条第 1 項第 1 号、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律 3 条及びデザイン保護第 6 条第 1 号を含む

第 4 条 韓国公益標章の収集 : 特許庁による関連部署からの標章の収集

第 5 条 国際事務局に対する韓国公益標章の通知 : ジュネーブの大韓民国代表部を通じて国際事務局への通知

第 6 条 韓国公益標章の通知の結果の確認 : 通知した結果の確認

第 7 条 国際事務局から通知された韓国の公益標章に対する異議申立ての処理 : 異議通知に対する対応

第 8 条 国際事務局からパリ条約等の同盟国の公益標章の受領 : 国際事務局の

ホームページから電子情報を取得。

第 9 条 一般公衆への公開 : 韓国における一般公衆への公示

第 10 条 公開されたパリ条約等の同盟国の公営標章に対する異議申立ての処理 : 異議申立含む

第 11 条 パリ条約等の同盟国の公益標章の分類 : 国内における分類について

第 12 条 パリ条約等の同盟国の公益標章の電子データベース : データベースの構築について

第 13 条 産業財産保護チームへの通知

第 14 条 通知されたパリ条約等の同盟国の公益標章に対する処理 : 特許庁ホームページでの掲載について

第 6 条 (大韓民国の公益標章の通知結果の確認) ①特許庁長 (商標デザイン審査支援課長) は毎年 3 月と 9 月の最終業務日に国際事務局のホームページに公開されたパリ条約等の同盟国の公益標章の内容中に第 5 条に基づく大韓民国の公益標章の通知内容が正確に掲載されているかどうかを確認しなければならない。

②特許庁長 (商標デザイン審査支援課長) は第 1 項に基づく確認の結果、漏れ、または誤記を発見した場合、該当事項について駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務局に訂正を要請しなければならない。

③特許庁長 (商標デザイン審査支援課長) は第 1 項に基づく確認の結果、異常がない場合、第 8 条第 2 項の通知受領日の 2 ヶ月後からすべてのパリ条約等の同盟国で保護され、第 8 条第 2 項の通知受領日から 12 ヶ月以内に同盟国からの異議申立が提起された場合、その同盟国内では保護されないことを該当部署に通知しなければならない。

第 7 条 (国際事務局から通知された大韓民国の公益標章に対する異議申立の処理) ①特許庁長 (商標デザイン審査支援課長) は国際事務局から大韓民国の公益標章に対する異議申立を通知された場合、遅滞なくこれを該当部署に通知しなければならない。

②第 1 項に基づいて異議申立を通知された該当部署は異議申立の理由がないという理由と証拠を特許庁長 (商標デザイン審査支援課長) に書面で提出することができる。

③特許庁長 (商標デザイン審査支援課長) は第 2 項に基づいて異議申立に対する該当部署の意見を接受した場合、その異議申立に成立性があるかどうかを確認

した後、異議申立に対する意見書を駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務局及び該当する同盟国に提出することができる。

④特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第 3 項に基づいて異議申立に成立性があるかどうかを確認した後、その結果を該当部署に通知しなければならない。

第 8 条（国際事務局からパリ条約等の同盟国の公益標章の受領） ①特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は毎年 3 月と 9 月の最終業務日に国際事務局のホームページからパリ条約等の同盟国の公益標章をダウンロードしなければならない。

②パリ条約等の同盟国の公益標章が国際事務局のホームページに公開された日は国際事務局のパリ条約等の同盟国の公益標章の大韓民国の通知受領日と見なす。

③特許庁長（商標デザイン審査支援課長）はパリ条約等の同盟国の公益標章を第 1 項に基づいて定めた方法で受領できない場合、国際事務局と協議して他の方法で受領する措置を取らなければならない。

第 9 条（一般公衆への公開） ①商標デザイン審査支援課長は第 8 条に基づいて受領したパリ条約等の同盟国の公益標章を特許庁のホームページに一般公衆が知りえる方法で公開するよう、直ちに情報開発課長に依頼しなければならない。

②商標デザイン審査支援課長は第 1 項に基づいて依頼したパリ条約等の同盟国の公益標章が特許庁のホームページに正確に公開されているかどうかを確認しなければならない。

③商標デザイン審査支援課長は特許庁のホームページ公開された内容がパリ条約等の同盟国の公益標章の内容と一致していない場合、直ちに情報開発課長にその訂正を要請しなければならない。

④特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第 1 項に基づいて特許庁のホームページに公開する際、パリ条約等の同盟国の国旗及び大韓民国の公益標章を除いたパリ条約等の同盟国の公益標章と同一・類似した商標はパリ条約等の同盟国またはパリ条約等の同盟国が加入している政府間の国際機構が自らの標章を商標登録出願した場合を除いては第 8 条第 2 項の通知受領日から 2 ヶ月を経過した後から商標登録が拒絶され、誤って登録された場合、その商標登録は無効となり、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 3 条に基づいて使用が禁止されることを公知しなければならない。

⑤特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第 1 項に基づいて特許庁のホームページに公開する際、パリ条約等の同盟国の国旗及び大韓民国の公益標章はパリ条約第 6 条の 3 の規定に基づく国際事務局からの通知があったかどうかに関係なく、当該国旗の採択・使用日または大韓民国における当該公益標章の採択・使用日から商標登録が拒絶され、誤って登録された場合、その商標登録は無効となり、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 3 条に基づいて使用が禁止されることを公知しなければならない。

⑥特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第 1 項に基づいて特許庁のホームページに公開する際、パリ条約第 6 条の 3 の規定に基づく国際事務局からの通知があったかどうかに関係なく、パリ条約等の同盟国の公益表彰が該当同盟国で公開された日から、それと同一・類似したデザインの登録が拒絶されることを公知しなければならない。

⑦いかなる者も第 1 項に基づいて公開されたパリ条約等の同盟国の公益標章が次の各号の 1 に該当して国内で保護されない場合には第 8 条第 2 項の通知受領日から 10 ヶ月以内にその理由と証拠を書面で作成して特許庁長（商標デザイン審査支援課長）に異議を申し立てることができる。

1. パリ条約等の同盟国の公益標章が該当国家または政府間機構の標章または名称でない場合
2. パリ条約等の同盟国の公益標章が既に大韓民国の公益標章に該当している場合
3. パリ条約等の同盟国の公益標章が他国または政府間機構の標章または名称で既に通知されている場合
4. パリ条約等の同盟国の公益標章が大韓民国において公共の自由使用の状態にあるもの

第 10 条（公開されたパリ条約等の同盟国の公益標章に対する異議申立の処理）

①特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第 9 条第 7 項に基づいて特許庁長に異議申立が提起された場合、それに成立性があるかどうかを判断しなければならない。

②商標デザイン審査支援課長は第 1 項の判断の結果、異議申立の理由が妥当な場合、第 8 条第 2 項の通知受領日から **12 ヶ月以内**に駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務局に異議を提起しなければならない。

③第 1 項に基づいて提起した異議申立に対するすべての処理と管理は**商標デザイン審査支援課長**が遂行し、**商標デザイン審査局長**が監督する。

(3) パリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局 (WIPO) に実際に異議通報をしたことがある機関にお聞きします。

a) どのような国の紋章、旗章、監督用及び証明用の公の記号及び印章等について、どのような理由で通報を行いましたか？

・分からない

b) 通報後その国の紋章、旗章、監督用及び証明用の公の記号及び印章等について、どのような対応をしましたか？（例えば、当該公の記号及び印章等については、国内で保護を行わなかったなど。）

・異議理由提出した後の効果についてはマニュアルには見当たらない。

3. 異議通報への対応

あなたの機関に対して、他国から異議通報が来た際に如何に対応したかについてお聞きします。

(1) あなたの機関から国際事務局 (WIPO) に通知を行った条約 6 条の 3 に基づいた記章に対して、他国から異議を通報されたことがありますか？

- | | | |
|-------------------------------------|--------------|-------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 1. Yes () 件 | → 次の質問に進んで下さい。 |
| <input type="checkbox"/> | 2. No | → 次頁 「4. 活用の実態」に進んで下さい。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 3. 分からない | → 次頁 「4. 活用の実態」に進んで下さい。 |

(2) (1) において、「Yes」と答えた場合、①どのような国の条約 6 条の 3 に基づいた記章について、②どのような理由によるものでありましたか？

--

(3) (1) において、「Yes」と答えた場合、当該国の条約 6 条の 3 に基づいた記章について、どのような対応を行いましたか。(例えば、当該公の記号及び印章等を、異議申立をした国においては保護対象から外すことを認めたなど。)

--

4. WIPO 通知・異議通報に係る活用の実態

あなたの機関から国際事務局 (WIPO) に、通知又は異議通報を行った後の対応についてお聞きします。

(1) あなたの機関で国際事務局 (WIPO) に通知を行った条約 6 条の 3 に基づいた記章について、通知後における他国での使用状況を監視していますか？

a) 国際事務局 (WIPO) に通知後において他国での使用状況を監視しているか？

1. 監視している

2. 監視していない

3. 分からない

4. その他

(

)

(2) あなたの機関において監視しているならば、どのような方法で監視していますか？

—

(3) あなたの機関が国際事務局 (WIPO) に通知を行った条約 6 条の 3 に基づいた記章について、他国で適切に保護されていないことが判明した場合、何か措置を講じていますか？

—

(4) あなたの機関が異議通報を行った結果、2 国間で国際紛争 (或いは国際訴訟) に至ったケースはありますか？あれば、その資料や具体例についてお示し頂きたい。

1. はい () 件

2. いいえ

3. 分からない

5. WIPO 通知を行うことの効果

(1) 貴国において、すでに保護されている条約 6 条の 3 に基づいた記章に関して、貴国において商標としての使用があった場合に使用を禁止するための対応についてお聞きします。

a) 使用を禁止させるための対応についてお聞きします。

- | | |
|---|-------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. 国内の法令で対応している。 | →b)に進んで下さい。 |
| <input type="checkbox"/> 2. パリ条約 6 条の 3 を直接適用で対応している。 | →c)に進んで下さい。 |
| <input type="checkbox"/> 3. 分からない | →d)に進んで下さい。 |

b) 当該商標の使用を禁止するための法令及び条文は何ですか？また、それを裏付ける資料があれば、該当箇所を示して頂くと共に提供頂きたい。

不正競争防止法 3 条第 1 号 パリ条約国旗等について、条文上では同一・類似を要件としている。

<不正競争防止法 3 条 1 号>

パリ条約当事国、世界貿易機構会員国または商標法条約締約国の国旗・国章その他の徽章や国際機構の標識と同一、或いはこれと類似するものは商標として使用することができない。

→d)に進んで下さい。

c) パリ条約 6 条の 3 を直接適用する場合、根拠となる該当条文は何ですか？

→d)に進んで下さい。

d) 国際機関の略称等については、当該国際機関と商標との間に関係があると公衆に暗示又は誤認させる場合に保護が認められていますが（パリ条約 6 条の 3 (c)）、商標の使用禁止を担保する際、このような公衆の誤認等を法令上の要件としていますか？

1. Yes

2. No
 3. 分からない

また、上記 d)で「1. Yes」と答えた場合、その根拠となる資料及び該当箇所をお示し頂きたい。

不正競争防止法 3 条 1 項 1 項及び 2 項を参照のこと。

<不正競争防止法 3 条 1 号>

パリ条約当事国、世界貿易機構会員国または商標法条約締約国の国旗・国章その他の徽章や**国際機構の標識**と同一、あるいは類似するものは商標として使用することができない。

<不競法 3 条 1 号、2 号>

パリ条約当事国、世界貿易機構会員国または商標法条約締約国政府の監督用または証明用標識と同一、あるいは類似するものは、商標に使用することができない。ただし、当該国の政府の許諾を受けた場合には、この限りではない。

(2)(1)に示すように禁止されている使用があった場合、どのような制裁や、補償措置が用意されていますか？(刑事罰、行政処分、外国政府による民事訴訟、根拠となる条文など)

また、その根拠となる資料及び該当箇所をお示し頂きたい。

・不正競争防止法 18 条 3 号による刑事罰の適用。

<不正競争防止法第 18 条第 3 号>

次の各号のいずれか 1 つに該当する者は、3 年以下の懲役または 3 千万ウォン以下の罰金に処する。

2. 第 3 条の規定に違反して次の各項目のいずれか 1 つに該当する徽章または標識と同一または類似するものを商標として使用した者

イ. パリ条約当事国、または世界貿易機構会員国又は商標法条約締約国の国旗・国章その他の徽章

ロ. 国際機構の標識

ハ. パリ条約当事国、世界貿易機構会員国または商標法条約国政府の監督用・証明用標識

(3) 禁止されている使用について、違反者に実際に何らかの措置を行ったことがあるか。あれば、禁止されている使用について、その発覚はどのような経緯でしたか？

—

(4) パリ条約では保護が必要とされていない、「地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号」や、「外国政府の印章若しくは記号が用いられている役務」についても保護を行っていますか。保護しているのであれば、根拠となる法令、規則等を教えて下さい。

1. 「地方公共団体・・・」の要件について

→不正競争防止法3条1号1及び2により、「地方公共団体・・・」の要件はない。

2. 「役務」の保護について

→「役務」についても保護される。理由は、商標法の定義（商標法第2条2号）に定められているように、「商標」の定義の中に、商品も役務も含まれているため

<不正競争防止法3条1号>

パリ条約当事国、世界貿易機構会員国または商標法条約締約国の国旗・国章その他の徽章や国際機構の標識と同一、あるいは類似するものは商標として使用することができない。

<不競法3条1号、2号>

パリ条約当事国、世界貿易機構会員国または商標法条約締約国政府の監督用または証明用標識と同一、あるいは類似するものは、商標に使用することができない。ただし、当該国の政府の許諾を受けた場合には、この限りではない。

(5) 貴国の官庁では、外国の紋章、公の記号等の使用の正当性を判断するための「権限のある官庁（パリ条約6条の3（1）(a)）」について、どちらに問い合わせることが妥当と考えていますか。

分からない。

6. WIPO 通知と商標登録出願との関係について

①パリ条約 6 条の 3 に基づいて国際事務局 (WIPO) からの通知が先になされて保護が開始された後に、商標登録出願があった場合、或いは②商標登録出願が先になされ、後から WIPO 通知により保護が求められる場合の対応についてお聞きします。

(1) WIPO 通知が先になされていて、後から商標登録出願があった場合

a) 貴国でパリ条約 6 条の 3 に基づいて保護されている、条約 6 条の 3 に基づいた記章が商標登録出願された場合、当該出願を拒絶する根拠となる法令及び当該条文は何か。

- | | |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1. 商標法で対応している。 | → |
| b)に進んで下さい。 | |
| <input type="checkbox"/> 2. パリ条約 6 条の 3 を直接適用することで対応している。 | → |
| c)に進んで下さい。 | |
| <input type="checkbox"/> 3. 商標法以外の国内法令で対応している | → |
| d)に進んで下さい。 | |

b)

b - 1) 商標法の第何条で担保していますか？条文と共に示して頂きたい。

商標法 7 条 1 号 1 の 4 及び 5 で担保している。

<商標法第 7 条>

次の各号のいずれか 1 つに該当する商標は、第 6 条にかかわらず商標登録を受けることができない。

<商標法 7 条 1 号 1 の 4>

パリ条約第 6 条の 3 により**世界知的所有権機構 (WIPO)** から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、旗、勲章、褒章、記章または同盟国等が加入した政府間国際機関の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章、記章と同一であるかこれと類似の商標。ただし、同盟国または同盟国等が加入した政府間国際機関が、自己の名称・略称 (同盟国等が加入した政府間国際機関に限定する)、標章を商標登録出願した時には、この限りではない。

<商標法第 7 条第 1 号 1 の 5>

パリ条約第 6 条の 3 により世界知的所有権機構 (WIPO) から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等若しくはその公共機関の監督用や証明用の印章又は記号と同一又は類似の商標であって、その印章又は記号が使用されている商品と同一又は類似の商品に関して使用するもの

b - 2) 商標の登録を拒絶し又は無効を担保する際、国際機関の略称等については、当該国際機関と商標との間に関係があると公衆に暗示又は誤認させる場合に保護が認められています (パリ条約 6 条の 3 (c))、当該拒絶又は無効を担保する際、このような公衆に暗示又は誤認させることを法令上の要件としていますか？

1. 要件としている
 2. 要件としていない
 3. その他

以下の条文のように、「暗示・誤認」は含まれていない。

< 商標法 7 条 1 号 1 の 3 >

国際赤十字、国際オリンピック委員会または著名な国際機関の名称、略称、標章と同一またはこれと類似の商標。ただし、国際赤十字、国際オリンピック委員会または著名な国際機関が自己の名称、略称、または標章を商標登録出願したときには、この限りではない。

b - 3) また、国際機関の略称等については、当該国際機関と商標との間に関係があると公衆に暗示又は誤認させる場合に保護が認められています (パリ条約 6 条の 3 (c))、このような公衆が誤認する場合等に該当するか否かを判断する基準はありますか。

また、当該基準に基づき、公衆に暗示又は誤認を生じさせないと判断された審査例がある場合にはその例を教示ください。

(ある場合はその資料 (実例及び審査基準) の該当箇所と共にご説明頂きたい。)

商標審査基準第 15 条第 1 項

法第 7 条第 1 項第 1 号ないし第 1 号の 5(以下「本号」と言う)で規定する標章は次の各号の一を意味する。

第 4 号

パリ条約第 6 条の 3 によって世界知的所有権機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、旗、勲章、褒章、記章または同盟国等が加入した政府間国際機関の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章、記章と同一又はこれと類似の商標。ただし、同盟国または同盟国等が加入した政府間国際機関が自己の名称、略称(同盟国等が加入した政府間国際機関に限定する)、標章を商標登録出願したときは、この限りではない。

第 5 号

パリ条約第 6 条の 3 によって世界知的所有権機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等又はその公共機関の監督用又は証明用の印章又は記号と同一又は類似の商標であって、その印章又は記号が使われている商品と同一又は類似の商品に関して使用するもの

第 6 項

商標の一部に本号が規定する標章を結合したときにも本号に該当するとみなして、国旗又は外国国旗の尊厳を害する恐れがあると認められる商標は、たとえそれが本号の標章と類似しない場合にも法第 7 条第 1 項第 2 号及び第 4 号を適用する。

→ (e) に進んで下さい。

c) パリ条約 6 条の 3 を直接適用する場合、当該適用法令及び該当条文をお示し下さい。

→ (e) に進んで下さい。

d) 商標法以外の国内法令で対応している場合、その法令と条文を教えてください。また、それを裏付ける資料があれば、該当箇所を示すと共に提供頂

きたい。

e) パリ条約 6 条の 3 に該当する商標登録出願があった場合に、当該出願人が当該紋章等を定める国の政府自身であるなど当該紋章等の正当な権利者・使用者と認められるときは、当該商標登録出願の登録は認められるか、或いは拒絶されますか？

仮に、拒絶される場合、その根拠をお示し下さい。

同盟国、同盟国等が加入した政府間国際機関が、自己の名称・略称（同盟国等が加入した政府間国際機関に限定する）、標章を商標登録出願した時には、認められるが、それ以外は認められない（拒絶される。）

< 商標法第 7 条 >

次の各号のいずれか 1 つに該当する商標は、第 6 条にかかわらず商標登録を受けることができない。

< 商標法 7 条 1 号 1 の 4 >

パリ条約第 6 条の 3 により世界知的所有権機構（WIPO）から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、旗、勲章、褒章、記章または同盟国等が加入した政府間国際機関の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章、記章と同一であるかこれと類似の商標。ただし、同盟国または同盟国等が加入した政府間国際機関が、自己の名称・略称（同盟国等が加入した政府間国際機関に限定する）、標章を商標登録出願した時には、この限りではない。

< 商標法 7 条 1 号 1 の 5 >

パリ条約第 6 条の 3 により世界知的所有権機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等またはその公共機関の監督用や証明用印章または記号と同一であるか類似の商標であって、その印章または記号が使用されている商品と同一であるか類似の商品に関して使用すること。

f) 貴国で、パリ条約 6 条の 3 に基づいて既に通知されており、保護されている、条約 6 条の 3 に基づいた記章について、商標登録がされた場合、各

官庁はどの法令及び条文に基づいてこれを無効にしますか。それを裏付ける資料があれば、法令、条文を示して頂くと共に提供頂きたい。

・無効となる。根拠は商標法 7 1 条 1 号 1

< 商標法第 71 条 > (商標登録の無効審判)

① 利害関係人または審査官は、商標登録または指定商品の追加登録が次の各号のいずれか 1 つに該当するばあいには、無効審判を請求することができる。この場合、登録商標の指定商品が 2 以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。

1. 商標登録または指定商品の追加登録が第 3 条、第 5 条の 24、第 6 条及至 8 条、第 12 条第 2 項後段・第 5 項及び第 7 項乃至 10 項、第 23 条第 1 項 4 号ないし 8 号の規定により準用される「特許法」第 25 条の各規定に違反した場合

(2) 商標登録出願が先にされており、後から WIPO 通知がされた場合

a) 他国の条約 6 条の 3 に基づいた記章が貴国に通知された際、該紋章、記章等と同一又は類似の他人の商標が既に貴国において登録されていた場合、その商標登録は無効となることはありますか？無効となる場合それを裏付ける資料があれば、法令、条文を示して頂くと共に提供頂きたい。

- | | |
|--|-------------|
| <input type="checkbox"/> 1. 無効となることがある | →b)に進んで下さい。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 2. 無効とならない | →c)に進んで下さい。 |
| <input type="checkbox"/> 3. 分からない | →c)に進んで下さい。 |

日本のように後発的理由による無効となる条文はない。

b) 通知された標章に係る商品・役務と既登録商標に係る指定商品・役務との関係はどの程度考慮しているのか。既登録商標の周知性、使用の有無等の取引の実情は考慮されるのか。) など考慮している点があればお示し頂きたい。

分からない。

→c)に進んで下さい。

c) 他国 A の条約 6 条の 3 に基づいた記章があなたの貴国に通知された際、該記章と同一の A の商標が既にああなたの貴国において登録されていた場合、貴国では該商標登録をどのように処理しますか？それを裏付ける資料があれば、法令、条文を示して頂くと共に提供頂きたい。

審査における判断時点は査定時である。

よって、7 条 1 号 1 を例にとると、商標出願時に、パリ条約 6 条の 3 に基づいて同一の記章がすでに通知されていた場合には、拒絶となる。

→d) に進んで下さい。

d) 貴国において、他国 A の政府による公的団体の標章が商標登録された場合に、他国 A がその登録商標を貴国で使用しなかったことを結果として、当該商標登録は取り消されることはありますか？それを裏付ける資料があれば、法令、条文を示して頂くと共に提供頂きたい。

・商標として登録されてから、不使用が 3 年間継続すると、取消審判（商標法第 73 条 3 号）の対象となる場合がある。ただし、使用権者による使用で取消を免れる場合もある。

< 商標法第 73 条 1 号 >

登録商標が次の各号のいずれかに該当する場合には、その商標登録の取消審判を請求することができる。

3. 商標権者、専用使用権者または通常使用権者のうち、いずれも正当な理由なしに登録商標をその指定商品に対して取消審判請求日前継続して 3 年以上国内で使用していない場合

以上で質問票は終了です。ご協力ありがとうございました。

パリ条約第 6 条の 3 に基づくパリ条約等の同盟国の公益標章の保護に関する運営要項の制定

[所管：商標デザイン審査支援課]

制定 2009 年 3 月 25 日特許庁告示第 2009 - 6 号

パリ条約第 6 条の 3 に基づくパリ条約等の同盟国の公益標章の保護に関する運営要項を次の通り制定する。

第 1 章 総則

第 1 条（目的） この規定は工業所有権の保護を目的とするパリ条約第 6 条の 3 の規定と関連した商標法第 7 条第 1 項第 1 号及び不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第 3 条の充実な履行及びデザイン保護法第 6 条第 1 項と関連したデザイン審査の円滑な遂行を目的とする。

第 2 条（用語の定義） この規定で使用する用語の定義は次の通りである。

1. 『パリ条約』とは工業所有権の保護を目的とするパリ条約をいう。
2. 『パリ条約等の同盟国』とはパリ条約の同盟国・世界貿易機構の会員国または商標法条約の締約国をいう。
3. 『国際事務局』とは世界知的所有権機関の国際事務局をいう。
4. 『駐ジュネーブ大韓民国代表部』とは駐ジュネーブ国連事務所及び国際機構大韓民国代表部をいう。
5. 『大韓民国の公益標章』とはパリ条約第 6 条の 3 に基づいて保護対象となる大韓民国の国旗、紋章、その他の国家記章及び大韓民国政府、及び政府の委託を受けた公共機関が採択した監督用及び証明用の公共の記号と印章をいう。
6. 『パリ条約等の同盟国の公益標章』とはパリ条約第 6 条の 3 に基づいて通知されたパリ条約等の同盟国の国旗、紋章、その他の国家記章、パリ条約等の同盟国が採択した監督用及び証明用の公共の記号と印章、パリ条約等の同盟国が加入している政府間の国際機構の旗、紋章、その他の記章、略称及び

名称をいう。

7. 『公益標章の資料集』とは商標法第7条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号と関連して商標として登録できない国旗・国章と地方自治体の旗章・標章及びパリ条約第6条の3に基づいて国際事務局から通知されたパリ条約等の同盟国の公益標章を一般公衆に公開するために特許庁が発刊した冊子をいう。

第3条（適用範囲） この規定は、他の法令（パリ条約第6条の3、商標法第7条第1項第1号、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第3条及びデザイン保護法第6条第1号を含む。）に特別な規定がある場合を除いては、この規定が定めるところによる。

第2章 世界知識財産権機構の国際事務局に対する大韓民国の公益標章の保護要請

第4章（大韓民国の公益標章の収集） ①特許庁長（商標デザイン審査支援課長）はパリ条約第6条の3に基づいて保護対象となる大韓民国の公益標章の収集のため、関連部署にその公益標章の通知を要請しなければならない。

②第1項の要請は必要な場合、随時実施することができる。

第5条（国際事務局に対する大韓民国の公益標章の通知） ①商標デザイン審査支援課長は第4条に基づいて収集した大韓民国の公益標章がパリ条約第6条の3に基づく保護対象に該当するかどうかを確認しなければならない。

②商標デザイン審査支援課長は第1項に基づいて確認した大韓民国の公益標章を毎年2月と8月の末日までに駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務局に通知するよう国際機構チーム長に依頼しなければならない。

③特許庁長（国際機構チーム長）は第2項に基づいて依頼された大韓民国の公益標章を毎年2月と8月の末日までに駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務局に通知しなければならない。

④特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第1項に基づく確認の結果、国際事務局に対する通知対象から除外された標章がある場合、該当部署にその内容と理由を公文書で通知しなければならない。

第 6 条（大韓民国の公益標章の通知結果の確認） ①特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は毎年 3 月と 9 月の最終業務日に国際事務局のホームページに公開されたパリ条約等の同盟国の公益標章の内容中に第 5 条に基づく大韓民国の公益標章の通知内容が正確に掲載されているかどうかを確認しなければならない。

②特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第 1 項に基づく確認の結果、漏れ、または誤記を発見した場合、該当事項について駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務局に訂正を要請しなければならない。

③特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第 1 項に基づく確認の結果、異常がない場合、第 8 条第 2 項の通知受領日の 2 ヶ月後からすべてのパリ条約等の同盟国で保護され、第 8 条第 2 項の通知受領日から 12 ヶ月以内に同盟国からの異議申立が提起された場合、その同盟国内では保護されないことを該当部署に通知しなければならない。

第 7 条（国際事務局から通知された大韓民国の公益標章に対する異議申立の処理） ①特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は国際事務局から大韓民国の公益標章に対する異議申立を通知された場合、遅滞なくこれを該当部署に通知しなければならない。

②第 1 項に基づいて異議申立を通知された該当部署は異議申立の理由がないという理由と証拠を特許庁長（商標デザイン審査支援課長）に書面で提出することができる。

③特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第 2 項に基づいて異議申立に対する該当部署の意見を接受した場合、その異議申立に成立性があるかどうかを確認した後、異議申立に対する意見書を駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務局及び該当する同盟国に提出することができる。

④特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第 3 項に基づいて異議申立に成立性があるかどうかを確認した後、その結果を該当部署に通知しなければならない。

第 3 章 パリ条約等の同盟国の公益標章の国内における保護

第 8 条（国際事務局からパリ条約等の同盟国の公益標章の受領） ①特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は毎年 3 月と 9 月の最終業務日に国際事務局のホームページからパリ条約等の同盟国の公益標章をダウンロードしなければならない。

い。

②パリ条約等の同盟国の公益標章が国際事務局のホームページに公開された日は国際事務局のパリ条約等の同盟国の公益標章の大韓民国の通知受領日と見なす。

③特許庁長（商標デザイン審査支援課長）はパリ条約等の同盟国の公益標章を第1項に基づいて定めた方法で受領できない場合、国際事務局と協議して他の方法で受領する措置を取らなければならない。

第9条（一般公衆への公開） ①商標デザイン審査支援課長は第8条に基づいて受領したパリ条約等の同盟国の公益標章を特許庁のホームページに一般公衆が知りえる方法で公開するよう、直ちに情報開発課長に依頼しなければならない。

②商標デザイン審査支援課長は第1項に基づいて依頼したパリ条約等の同盟国の公益標章が特許庁のホームページに正確に公開されているかどうかを確認しなければならない。

③商標デザイン審査支援課長は特許庁のホームページ公開された内容がパリ条約等の同盟国の公益標章の内容と一致していない場合、直ちに情報開発課長にその訂正を要請しなければならない。

④特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第1項に基づいて特許庁のホームページに公開する際、パリ条約等の同盟国の国旗及び大韓民国の公益標章を除いたパリ条約等の同盟国の公益標章と同一・類似した商標はパリ条約等の同盟国またはパリ条約等の同盟国が加入している政府間の国際機構が自らの標章を商標登録出願した場合を除いては第8条第2項の通知受領日から2ヶ月を経過した後から商標登録が拒絶され、誤って登録された場合、その商標登録は無効となり、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第3条に基づいて使用が禁止されることを公知しなければならない。

⑤特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第1項に基づいて特許庁のホームページに公開する際、パリ条約等の同盟国の国旗及び大韓民国の公益標章はパリ条約第6条の3の規定に基づく国際事務局からの通知があったかどうかに関係なく、当該国旗の採択・使用日または大韓民国における当該公益標章の採択・使用日から商標登録が拒絶され、誤って登録された場合、その商標登録は無効となり、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第3条に基づいて使用が禁止されることを公知しなければならない。

⑥特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第1項に基づいて特許庁のホームページに公開する際、パリ条約第6条の3の規定に基づく国際事務局からの通知

があったかどうかに関係なく、パリ条約等の同盟国の公益表彰が該当同盟国で公開された日から、それと同一・類似したデザインの登録が拒絶されることを公知しなければならない。

⑦いかなる者も第 1 項に基づいて公開されたパリ条約等の同盟国の公益標章が次の各号の 1 に該当して国内で保護されない場合には第 8 条第 2 項の通知受領日から 10 ヶ月以内にその理由と証拠を書面で作成して特許庁長（商標デザイン審査支援課長）に異議を申し立てることができる。

1. パリ条約等の同盟国の公益標章が該当国家または政府間機構の標章または名称でない場合
2. パリ条約等の同盟国の公益標章が既に大韓民国の公益標章に該当している場合
3. パリ条約等の同盟国の公益標章が他国または政府間機構の標章または名称で既に通知されている場合
4. パリ条約等の同盟国の公益標章が大韓民国において公共の自由使用の状態にあるもの

第 10 条（公開されたパリ条約等の同盟国の公益標章に対する異議申立の処理）

①特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は第 9 条第 7 項に基づいて特許庁長に異議申立が提起された場合、それに成立性があるかどうかを判断しなければならない。

②商標デザイン審査支援課長は第 1 項の判断の結果、異議申立の理由が妥当な場合、第 8 条第 2 項の通知受領日から **12 ヶ月以内**に駐ジュネーブ大韓民国代表部を通じて国際事務局に異議を提起しなければならない。

③第 1 項に基づいて提起した異議申立に対するすべての処理と管理は**商標デザイン審査支援課長**が遂行し、**商標デザイン審査局長**が監督する。

第 11 条（パリ条約等の同盟国の公益商標についての分類） 商標デザイン審査支援課長は国際事務局から通知されたパリ条約等の同盟国の公益標章を**図形商標分類基準、類似商品・サービス業分類基準及びデザイン分類基準**に従って分類しなければならない。

第 12 条（パリ条約等の同盟国の公益商標の電子資料の審査参照データベースの構築）①商標デザイン審査支援課長は受領したパリ条約等の同盟国の公益商標の電子資料を情報管理課長に転送して**商標デザインの審査参照データベース**に掲

載するよう、依頼しなければならない。

②情報管理課長は第 1 項に基づいて依頼されたパリ条約等の同盟国の公益標章を第 8 条第 2 項の**通知受領日から 2 ヶ月が経過する前に**審査官が活用できるよう、商標デザインの審査参照データベースに掲載しなければならない。

第 13 条（産業財産保護チームに通知） 商標デザイン審査支援課長は通知されたパリ条約等の同盟国の公益標章の内容を**産業財産保護チーム長に通報**しなければならない。

第 14 条（通知されたパリ条約等の同盟国の公益標章に対する処理） ①特許庁長（商標デザイン審査支援課長）は国際事務局から通知されたパリ条約等の同盟国の公益標章図を第 9 条で定める形式で**一般公衆に公開**しなければならない。

②商標デザイン審査支援課長は第 1 項に基づく公開のため、情報開発課長にその資料を転送して公開するよう、依頼しなければならない。

③情報開発課長は第 2 項に基づいて依頼されたパリ条約等の同盟国の公益標章を**特許庁のホームページに掲載**しなければならない。

④公益標章の資料集を通じて一般公衆に公開されたパリ条約等の同盟国の公益標章は第 1 項にかかわらず、その発行日に第 9 条に基づいて公開されたものと見なす。

付則

①（施行日）この告示は 2009 年 4 月 1 日から施行する。

禁 無 断 転 載

平成 23 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究
報告書

未登録の技術・ブランドの保護の在り方に関する
調査研究報告書

平成 24 年 2 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地
精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>